

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

平成29年7月10日開会

熊本県南小国町

平成29年度南小国町農業委員会7月総会

1. 開催日時 平成29年7月10日(月)午後4時00分から午後4時15分
2. 開催場所 南小国町役場 議場にて
3. 出席委員 (12人)

1番 後藤 六男 委員	2番 井 由巴子 委員
3番 村上文秋 委員	4番 中村 日出巴 委員
5番 河津利明 委員	6番 宅野 伸一 委員
7番 武田時吉 委員	8番 佐藤 省市 委員
9番 下城千奈美 委員	10番 齊藤 恒也 委員
11番 河津 篤 委員	12番 高橋 周二 委員
4. 欠席委員 (なし)
5. 会議録署名委員の指名 (2番委員、4番委員)
6. 議案第 10号 平成29年南小国町農用地利用集積計画の決定について
7. 議案第 11号 農地利用最適化推進委員の選考について
8. 議案第 号 その他
9. 職務のため議場に出席した事務職員(3名)

事務局 長 本田 圭一郎
事務局 職員 佐藤 亮
農林課 嘱託 家入 節子

○会 長

こんにちは。

先ほど事務局からも、町長からもお話がありましたように、私たちの任期が今月の19日で満了することになります。

この3年間ですね、皆さんにいろんな審議等をしていただきまして、この総会が充実した活動ができたと思っているところでございます。

今日も審議方よろしく願いいたします。

本日はですね6番宅野伸一委員が欠席をしております。

過半数以上の出席がっておりますので総会は成立しておりますことを報告いたします。

それでは会議録署名委員を私のほうから指名させていただきます。

2番 井 由巳子委員、4番 中村日出巳委員にお願いいたします。

議案第10号 平成29年南小国町農用地利用集積計画の

決定について

続きまして「議案第10号 平成29年南小国町農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。

事務局から説明をよろしく願いいたします。

○事務局長

はい。1ページ目をお願いいたします。

【議案第10号 南小国町農用地利用集積計画の決定について詳細に説明】

次のページをよろしく願いいたします。

一枚めくっていただきまして、今回の案件は3件になります。

受付コード29017 登録区分 新規

利用権の設定を受けるもの (株) ○○○○ 代表取締役 ○○○○ 南小国町大字満願寺○○○○。利用権の設定をする者 ○○○○ 南小国町大字満願寺○○○○。利用権を設定する土地は大字中原字田尻1064。現況地目は田で面積が1,580㎡です。設定する利用権につきまして、牧草の栽培としまして、29年6月1日から平成38年5月31日までの9年間の賃借権設定になります。利用権の設定を受ける(株) ○○○○ 代表取締役 ○○○○氏の農業経営の状況としまして、年齢39歳。農作業従事日数240日です。他詳細は表記のとおりです。

次3ページをお願いいたします。

受付コード29018 登録区分 新規

利用権の設定を受けるもの (株) ○○○○ 代表取締役 ○○○○ 南小国町大字満願寺○○○○。利用権の設定をする者 ○○○○ 南小国町大字満願寺扇下○○○○-○。利用権を設定する土地は大字満願寺字柳草339

6. 現況地目は田で面積が1,322㎡です。設定する利用権は、牧草を栽培とし、平成29年6月15日から平成39年6月14日までの10年間の使用貸借権になります。利用権の設定を受ける(株)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇氏の農業経営の状況等は先ほどの内容と同じとなります。

続きまして4ページをお願いいたします。

受付コード29019 登録区分 新規

利用権の設定を受けるもの (株)〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

南小国町大字満願寺菖蒲〇〇〇〇-〇。利用権の設定をする者 〇〇〇〇〇。

小国町大字黒淵〇〇〇〇-〇〇。利用権を設定する土地としまして、大字満願寺字白川6123。現況地目は田で面積3,695㎡。設定する利用権は野菜を栽培するとして、平成29年6月19日から平成31年6月18日までの2年間の賃借権になります。利用権の設定を受ける(株)〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇氏の農業経営の状況としまして、年齢34歳。農作業従事日数240日。詳細は表記のとおりです。

以上で説明を終わります。

ただいま事務局から説明がございました。

何か質問等ございませんでしょうか。

質問がないというようなことでありますので採決に移りたいと思います。

南小国町農用地利用集積計画の決定について承認する方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので承認することにいたします。

このことについては、南小国町町長へ報告をすることといたします。

議案第11号 農地利用最適化推進委員の選考について

続きまして「議案第11号 農地利用最適化推進委員の選考について」上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

はい。5ページをお願いいたします。

【議案第11号 農地利用最適化推進委員の選考について詳細に説明】

次のページ6ページをお願いいたします。

7名の農地利用最適化推進委員の方の審議をお願いいたします。

氏名。生年月日。年齢。行政区を読み上げさせていただきます。

1. 下城芳裕氏。昭和〇〇年〇月〇〇日。年齢〇〇歳。矢津田上。2. 廣瀬修一氏。昭和〇〇年〇月〇〇日。年齢〇〇歳。黒川。3. 村上秀訓氏。昭和〇〇年〇月〇〇日。年齢〇〇歳。古賀。4. 佐藤文幸氏。昭和〇〇年〇月

○会長

○事務局長

〇〇日。年齢〇〇歳。扇下。5. 高村澄雄氏。昭和〇〇年〇〇月〇日。年齢〇〇歳。永山。6. 井野勝昭氏。昭和〇〇年〇〇月〇〇日。年齢〇〇歳。上町2。7. 本田高幹氏。昭和〇〇年〇月〇〇日。年齢〇〇歳。坂の下。
次のページ7ページをお願いいたします。

南小国町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会というものを設置しております、その中の確認者ということで、農業委員会会長 村上文秋氏。農業委員会会長職務代理者 宅野伸一氏。南小国町役場総務課長 木山明彦。同じく農林課 本田。以上の4名におきまして評価委員会のほうで、農業委員会等に関する法律第17条及び同法22条における農地等の利用の最適化推進に熱意と識見を有するもの。同じく非該当要件第8条関係ということで記載はございませんけれども、禁固刑。破産宣告。そういったものの復権がされていないもの、ということの評価、もしくはその審査というものを行っております。一応この評価委員会としての審議においては問題ないということでの回答を受けております。

参考までに、農地利用の最適化推進委員におきます必要な資格といいますが、そういったものに関しましては、先ほど言いました、適格性についての最後の7ページにあります内容しかございません。基本的には熱意がある、というところで各地区からの候補者を選考という形でさせていただいております。

以上で説明を終わります。

○会長

はい。ただいま事務局から説明がありましたように、今回の推進委員の候補者につきましては、6月12日の選考委員会のほうで、今事務局から説明したとおり、私たち含めて4名で内容を審査したところであります。

熱意と識見があるかたと、もちろんこの方々たちは農業をされてですね、現場も確実にわかっている方でありましたので、選考委員会のほうではですね、候補者としては良いということで、回答をしたところでございます。

何か質問等ございませんでしょうか。

この件について質問等ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。ないというようなご意見でございます。

それでは農地利用最適化推進委員の選考についてですね、同意を求める必要があります。

この選考について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので選考することを承認して終わります。

以上を持ちまして、本日の提案の議案は終わりましたけれども、その他何かございませんでしょうか。

ないようでありましたら、私たちも委員会ではですねこのメンバーでは最

後でしたけれども、これでこの総会は終了させていただきます。
どうもありがとうございました。

平成29年7月10日

農業委員会 会長

署名委員 2番委員

署名委員 4番委員

会議録調整者 佐藤 亮

本誌 表紙共 枚